

平成25年度 社会福祉法人 指導監査の結果について

1 指導監査の実施状況について

平成25年度における指導監査は、別府市社会福祉法人指導監査実施要綱及び別府市社会福祉法人指導監査実施計画に基づいて、別府市が所轄庁となる社会福祉法人34法人のうち、18法人について指導監査を実施しました。

監査項目(主眼事項、着眼点)のうち下記2の指導監査の重点事項のほか、法人の意思決定機関である理事会の開催状況や役員の適格性に、特に主眼をおいて一般監査(実地)を実施しました。

また、一般監査の結果、特に問題が大きかった法人については、改善状況の実地確認を実施しました。

2 指導監査の重点事項

(1) 適正な法人運営の確立

定款の変更が、所定の手続きを経て行われていること。

役員の選任手続きが、定款の定めに従い行われていること。

役員の報酬は、勤務実態に即して支給しており、役員報酬規程等を整備した上で支給していること。

各理事について、親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。

役員に関する事項及び資産の総額等、法人の登記すべき事項が、期限内に登記されていること。

理事会及び評議員会の議事録は、正確に記録され、保存されていること。

(2) 適正な管理体制の確立

不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。

基本財産以外の資産(運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運営にあたって、安全、確実な方法で行われていること。

入札契約、随意契約は国の通知や経理規程等に沿って適正に行われていること。

決算手続きは定款の定めに従い適正に行われていること。

社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は別会計で経理されているとともに適正に管理がなされていること。

(3) 前年度の指摘事項の改善状況の確認

3 指導監査結果の主な指摘事項

主な指摘事項は、以下のとおりです。

なお、指摘事項については、各法人に対して改善処理結果の報告文書の提出を求めるなどし、概ね是正改善に向け対応されていることを確認しました。

① 組織運営に関する指摘事項

ア 定款変更等について

- ・定款に記載された基本財産が現況と異なっている。
- ・定款変更認可申請又は届出が遅れている。

イ 役員及び評議員の選任等について

- ・役員及び評議員の選任関係書類が揃っていない、又は不備がある。
- ・財務諸表を監査しうる者や地域の福祉関係者を選任していない。

ウ 理事会及び評議員会について

- ・審議を行うべき事項について、審議を行っていない。
- ・報告が必要な事項について、報告が漏れている。
- ・議事録の作成が遅れている。
- ・審議した内容を議事録に正確に記載していない。

② 管理に関する指摘事項

ア 会計管理について

- ・経理規程に基づいて会計事務が行われていない。
- ・決算関係の各書類間において、整合性がない。
- ・決算附属明細表を作成していない。
- ・経理規程に基づいて入札が行われていない。
- ・随意契約の理由が不明確である。
- ・契約書や請書を作成していないなど、契約関係事務に不備がある。

イ その他

- ・施設長に委任した事項が理事長専決事項の範囲を超えている。
- ・就業規則において施設長の定年に関する規定がない。
- ・役員報酬規程を整備していない。

平成25年度社会福祉法人指導監査の実施結果報告
(一般監査用)

(自治体名:大分県別府市)

所轄法人数 A(前年度末現在)	34法人
指導監査実施法人数 B	18法人
文書指摘を行った法人数 C	13法人
文書指摘事項	指摘法人数 D
組織運営	11
1 定款変更等の状況	3
(1)定款の不備又は実態と乖離	3
(2)定款変更の申請又は届出の遅延	2
(3)その他()	0
2 役員の構成等の状況	7
(1)役員(理事・監事)構成の状況	7
ア 役員(理事・監事)の欠員補充の遅延	1
イ 役員の構成が不適切	4
ウ 役員の選任手続が不適切	2
エ 代表権を有する者の未登記又は遅延	0
オ 理事長の職務代理者が未指名	0
カ 役員報酬等の不適正な支給	1
キ その他(役員選任関係書類の不備)	0
(2)評議員の構成等の状況	1
ア 評議員の欠員補充の遅延	1
イ 評議員の構成が不適切	0
ウ 評議員の選任手続が不適切	0
エ 評議員報酬等の不適正な支給	0
オ その他()	0
3 理事会の状況	5
(1)理事会の開催要件の不備	0
(2)理事会の開催が低調又は形骸化	1
(3)理事会の要議決事項にかかる審議が未実施	2
(4)理事会で特定の理事が欠席又は書面表決の継続	0
(5)理事会の議事録の記録及び保存が不適切	3
(6)日常軽易な業務の理事長専決事項の不備	1
(7)その他(利害関係がある理事が議決に加わる)	1
4 評議員会の状況	4
(1)評議員会の未設置	1
(2)評議員会の開催要件の不備	0
(3)評議員会の開催が低調又は形骸化	0
(4)評議員会の要議決事項にかかる審議が未実施	1
(5)評議員会で特定の評議員が欠席	0
(6)評議員会の議事録の記録及び保存が不適切	2
(7)その他(利害関係がある評議員が議決に加わる)	1
5 監事監査の状況	1
(1)監事監査が形式的又は遅延	0
(2)監査報告書の作成及び保存が不適切	0
(3)その他(監事の理事会出席が少ない)	1
事業	0
1 社会福祉事業の実施状況	0
(1)定款上の事業と実際に行われている事業が不一致	0
(2)社会福祉事業が主たる地位を占めていない	0
(3)社会福祉事業収入の運用方法が不適切	0
(4)その他()	0

2 公益事業の実施状況	0
(1)公益事業の内容が不適切	0
(2)公益事業に係る会計処理が不適切	0
(3)その他()	0
3 収益事業の実施状況	0
(1)収益事業の内容が不適切	0
(2)収益事業に係る会計処理が不適切	0
(3)その他()	0
管 理	12
1 人事管理の状況	0
(1)施設長任免が不適切	0
(2)その他()	0
2 資産管理の状況	4
(1)基本財産の管理が不十分	2
(2)運用財産等の管理が不十分	0
(3)株式等による運用財産の管理運用が不適切	1
(4)借地等に係る利用権の未設定又は未登記	1
(5)総資産額等が未登記又は遅延	0
(6)その他()	0
3 会計管理の状況	11
(1)経理規程の未整備又は実態との遊離	0
(2)会計責任者と出納職員未配置又は兼務	2
(3)経理事務処理が不十分	7
(4)資金計画、借入金の償還が不適切	0
(5)決算関係書類が不適切	1
(6)諸帳簿の整備が不十分	0
(7)寄付金の取扱いが不適切	0
(8)入所者預かり金の取扱いが不適切	0
(9)その他(契約事務が不適切)	10
4 その他	1
(1)法人の業務、財務等の情報開示が不十分	0
(2)苦情解決の仕組みの未整備又は不十分	0
(3)防災対策の取組みが不十分	0
(4)その他(法人諸規則が未整備又は不十分)	1

(注1)上記「指導監査実施法人数B」欄について

同一法人に対し、2回以上監査を行った場合についても、「1法人」とする。

(注2)上記「指導監査実施法人数D」欄について

事項(、 、 及び1、2、2(1)、2(2)、3...)についても記入することとし、同一法人に対し、複数の事項((1)(2)(3)、2(1)ア～キ)につき指摘を行った場合についても、「1法人」とする。